

保育所等利用調整基準表

平成27年度用

基本項目

		保護者の状態		
1	居宅外就労	週5日以上 (月20日以上)	7 時間を超える	居宅外就労を常態とする (但し居宅内就労で熱加工 処理・有害物処理・危険器具 類使用業種を含む)
2			6 時間を超えて 7 時間 以下	
3			5 時間を超えて 6 時間 以下	
4			4 時間を超えて 5 時間 以下	
5			4 時間以下(月64時間以上)	
6		週4日 (月16から 19日)	7 時間を超える	
7			6 時間を超えて 7 時間 以下	
8			5 時間を超えて 6 時間 以下	
9			4 時間を超えて 5 時間 以下	
10			4 時間以下(月64時間以上)	
11		週4日未満 (月16日 未満)	7 時間を超える	
12			6 時間を超えて 7 時間 以下	
13			5 時間を超えて 6 時間 以下	
14			5 時間以下(月64時間以上)	
15			月64時間に満たない就労	
16	居宅内就労	週5日以上 (月20日 以上)	7 時間を超える	居宅内就労を常態とする (但し熱加工処理・有害物処 理・危険器具類使用業種を 除く)
17			6 時間を超えて 7 時間 以下	
18			5 時間を超えて 6 時間 以下	
19			4 時間を超えて 5 時間 以下	
20			4 時間以下(月64時間以上)	
21		週4日 (月16から 19日)	7 時間を超える	
22			6 時間を超えて 7 時間 以下	
23			5 時間を超えて 6 時間 以下	
24			4 時間を超えて 5 時間 以下	
25			4 時間以下(月64時間以上)	
26		週4日未満 (月16日 未満)	7 時間を超える	
27			6 時間を超えて 7 時間 以下	
28			5 時間を超えて 6 時間 以下	
29			5 時間以下(月64時間以上)	
30			月64時間に満たない就労	
31	内職			
32	出産		出産予定日の前月から翌々月までの4か月以内	
33	傷病等	傷病	1か月以上の入院	
34			居宅内常時病臥、精神的、感染性疾患で日常生活に支障がある	
35			居宅内常時病臥、精神的、感染性以外の疾患で日常生活に支障がある	
36		上記以外で、保育の必要性が認められる		
37		障害	身障手帳1・2級 精神保健福祉手帳1・2級 療育手帳A・A	
38			身障手帳3級 精神保健福祉手帳3級 療育手帳B	
39	身障手帳4級 療育手帳C			
40	看護等	看護・ 介護	病臥者・重度心身障害者の常時介護、週5日以上通院・入院の付添	
41			週4日以上通院・入院の付添	
42			上記以外で、保育の必要性が認められる	
43	災害		震災・風水害・火災等の復旧	
44	求職中	求職活動している証明書(ハローワークカード)あり		
45		求職活動している証明書(ハローワークカード)なし		
46	就学等	就学・技能取得のため、保育の必要性が認められる		
47	虐待等	虐待等		

※ 就労の場合は、常態として就労している日数と時間の勤務証明書に記載された実績で算定します。

## 調整項目

	区分	内容
1	就労の状況	申込締め切り時点で、3か月以上の勤務実績の証明がある場合
2		申込締め切り時点で、勤務内定の場合
3	家庭の事情	両親のいない世帯(基本項目に該当する保護者が一人もいない)
4		ひとり親世帯
5		すでに在籍している兄弟姉妹と同一施設になる場合
6		生活保護受給家庭
7		単身赴任者有
8	その他	被看(介)護者が別居の場合
9		申込締め切り時点で、保育料滞納3ヶ月以上
10		市長が特に調整が必要と認めた場合

## 優先項目

区分	内容
1	申込児童が虐待等を受けている
2	両親がいない家庭
3	ひとり親家庭
4	保護者のいずれかの基本項目が、1か月以上の入院の場合
5	すでに在籍している兄弟姉妹と同一施設になる場合
6	保護者のいずれかの基本項目が、災害の場合
7	保護者のいずれかの基本項目が、障害の場合
8	申込締切時点で保護者のいずれもが保育を必要とする状態(育児休業中等を除く)にあり、1日4時間かつ週3日以上の有料託児している実績が1か月以上ある場合
9	保護者のいずれもが、正規職員として就労している
10	保護者のいずれもが就労しており、いずれかが正規職員以外として就労している
11	母の基本項目が、出産の場合
12	保護者のいずれかの基本項目が、傷病(1か月以上の入院を除く)の場合
13	保護者のいずれかの基本項目が、看護の場合
14	保護者のいずれかの基本項目が、介護の場合
15	保護者のいずれかの基本項目が、就学の場合
16	正当な理由なく、入所申込をしない兄弟姉妹がいる

※ 区分の適用について、16に該当するものは16を適用。そのほかは世帯で一番上位となる1区分のみ適用とする。